

NHK受信料の未契約について

全国の自治体において、テレビ放送が受信できるカーナビを搭載した公用車やワンセグ機能付き携帯電話等に係るNHK受信料の未払いが報じられていることを受け、本市において同様の事案がないか調査を行ったところ、未契約のものが判明しました。

NHK名古屋放送局との協議により、必要な予算措置を講じたのち、速やかに支払い手続きを進めることとなりましたので、令和7年6月議会に補正予算を上程いたします。

1. NHK受信料の未契約の状況

日本放送協会放送受信規約において、事業所にあるテレビ放送が受信できるカーナビやワンセグ機能付き携帯電話については、個々に受信料契約が必要とされています。

全国の自治体の状況を踏まえ、全庁的に調査を行ったところ、以下のとおり受信料の未契約が判明しました。

【未契約の状況】

所管	該当機器	台数	受信料	備考
総務部 (財政課)	カーナビ (公用車)	20 台	1,456 千円	最も古いものは平成 25 年 5 月から使用。 令和 7 年 3 月までに受信機能を取り外し済み。
福祉部 (健康課)	ワンセグ機能 付き携帯電話	2 台	122 千円	平成 29 年 4 月から使用。 令和 7 年 5 月に解約済み。
子ども未来部 (子育て相談課)	ワンセグ機能 付き携帯電話	3 台	222 千円	平成 23 年 8 月から使用。 令和 7 年度末で解約予定。
合計		25 台	1,800 千円	

2. 原因

地方自治体や事業所が所有するカーナビ機器等について、テレビ受信機能がある場合は、設置場所ごとに受信料契約が必要であるとの認識が不足していたことによるものです。

3. 再発防止策

今後公用車にカーナビを搭載する場合や、携帯電話等を調達する場合は、テレビ受信機能のない機器の設置を原則とするとともに、あらためて法令遵守や適正な事務処理に関して周知徹底を図ります。